

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月13日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第14号

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和30年函館市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第8条の12第1号ア中「100分の210」を「100分の215」に、「100分の250」を「100分の255」に改め、同号イ中「100分の175」を「100分の180」に改め、同条第2号中「100分の52」を「100分の54.5」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第8条の12第1号ア中「100分の215」を「100分の212.5」に、「100分の255」を「100分の252.5」に改め、同号イ中「100分の180」を「100分の177.5」に改め、同条第2号中「100分の54.5」を「100分の53.25」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例施行規則の規定は、令和7年12月1日から適用する。